

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

我が国における高齢化率は22.8%（平成22年国勢調査）となり、既に超高齢社会を迎えつつありますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計（死亡・出生中位）では、2025年（平成37年）には30%を超えるとともに、医療や介護のニーズが急激に高まる75歳以上の高齢者も18%を超え、こうした高齢化の急速な進行に伴い、要介護（支援）認定者も2009年（平成21年）の469万人から61%増の755万人となることが推計されており、介護保険制度のみならず社会保障制度の維持が困難となりつつあります。

こうした中、国においては2025年（平成37年）の本格的な超高齢社会を展望した「地域包括ケア研究会」による報告書が示されるとともに、「地域包括ケアシステム」の構築等を柱とする介護保険法の改正が行われ、抜本的な対策に着手することとされています。

一方、本市における高齢化率（平成22年国勢調査）は28.5%、75歳以上の高齢者の割合も12.6%と全国平均を大きく上回るとともに、同研究所による推計では、本市の高齢化率は2015年（平成27年）に33.1%、75歳以上の高齢者の割合では2020年（平成32年）に19.4%と、全国推計より5年から10年早いペースで本格的な超高齢社会が到来することが予測されており、早期の抜本的な対応が求められています。

このため、本市では、国が示した計画策定指針や地域包括ケア研究会報告書等を基本としつつ、地域の特性や資源に応じた「地域包括ケアシステム」の構築を柱とする長期的展望に基づく計画として策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、高齢者保健福祉の推進と介護保険事業の運営のための法定計画として策定するとともに、10年後の本格的な超高齢社会を見据えた長期展望として「地域包括ケアシステム」の構築のための道筋を示すことと併せて、その理想社会実現に向けた第1段階における行動計画となるものであり、こうした3つの性格を有する計画として策定します。

また、「光市総合計画」を上位計画とし、「光市地域福祉計画」等との整合性に留意しつつ、超高齢社会における理想的な社会を構築するための指針として策定します。

1 高齢者保健福祉の推進と介護保険事業の運営のための法定計画

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画である「高齢者保健福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、今後3か年の中期財政運営期間における高齢者保健福祉施策や介護保険事業運営の基本となるものです。

2 超高齢社会を見据えた長期展望と地域包括ケアシステムの構築

本計画は、10年後に迫った本格的な超高齢社会において、高齢者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で安心と安全に包まれ、幸せに「生活」を送ることができる理想的な社会の構築に向けた基本理念等を示すことにより、市が目指すべき高齢者施策における方向性を総合的かつ体系的に示すものです。

3 理想社会実現に向けた第1段階（ステージ1）における行動計画

本計画は、理想社会の実現に向けた第1段階として、行政・事業者・地域と個人及び家庭とが支え合いの「わ」のもと協働し、共に取り組むべきプロジェクトに基づく行動計画となるものです。

第3節 期間と構成

1 計画の期間

平成32年度を目標とする長期展望及び平成24年度から平成26年度までの3年間の基本とする高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画（ステージ1）を設定し、3年ごとに見直しを行います。

H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	10年後の 光市
長期展望									
第5期（ステージ1）									
		改定	第6期（ステージ2）						
					改定	第7期（ステージ3）			

※介護保険制度をはじめ、高齢者保健福祉に関する国の制度や仕組みが大きく変化する中、状況の変化に的確に対応するため、適宜、施策や事業の改変を行うこととし、必要に応じては、計画の早期見直しを含め、柔軟かつ能動的な対応を図ります。

2 計画の構成

本計画は、計画の全体像や理想社会実現に向けた目標等を示した「総論」と、具体的な施策や介護保険財政等を示した「各論」で構成します。

（1）総論

「地域包括ケアシステム」の構築を主眼とする9か年の長期展望を示し、来るべき本格的な超高齢社会における高齢者保健福祉のあり方と10年後の超高齢社会における理想社会を構築するための道筋を示します。

（2）各論

法定計画としての3か年を目途とする中期財政運営期間における実行計画として、また、長期展望を実現するための第1段階（ステージ1）として理想社会実現に向けた具体的施策の展開を図り、段階的な実現を図ります。

3 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活を継続できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、市内を日常生活ごとの圏域に区分けを行ったものです。

本市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件を踏まえ、高齢者が地域におけるサービス利用体系をより理解し易く、連携の取りやすい環境にするため、第4期に引き続き、4つの圏域を日常生活圏域として定めます。

今後も、各圏域の実情に応じて、地域密着型サービスを始めとした介護サービス基盤整備を年次的に進めるとともに、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉サービス関係機関からボランティアや地域住民まで、地域における様々な社会資源の連携・協力体制の強化を図ります。



日常生活圏域



圏域ごとの人口

区 分	人 口	高齢者人口	高 齢 化 率
浅江地区	15,031 人	4,230 人	28.1 %
島田・上島田・三井・周防地区	14,384 人	3,771 人	26.2 %
光井・室積地区	17,278 人	4,872 人	28.2 %
大和地域	7,568 人	2,486 人	32.8 %
合計	54,261 人	15,359 人	28.3 %

基準日：平成 23 年 10 月 1 日

第4節 計画策定のアプローチ

1 アプローチテーマ

「進化行動」と「改善行動」の調和

2 基本的な考え方

本計画は、介護保険事業を展開するための今後3か年の事業計画としてのみならず、平成32年(2020年)を目標とした9か年の長期展望に基づき、その核となる「地域包括ケアシステム」の構築を図ることを目的とした複層的な計画として策定するものです。

このため、現行計画のチェックや検証による改善、つまりPDCAサイクルに基づく従来型の「改善行動」に加えて、大きく変化した時代の要請に適応し、平成32年(2020年)において、「地域包括ケアシステム」が構築された理想社会の実現に向けて、大きく進化し、ステップアップするための「進化行動」という2つのActionを基本に個々の課題の解決と目標の実現に向けて取り組みます。

【改善行動】

介護保険事業の運営や実施中の高齢者保健福祉事業の継続性を担保しつつ、将来に向けて、現状の課題を打破し、より良い施策を立案するための改善・改革を主眼とする行動

【進化行動】

10年後の超高齢社会において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮すことが出来る理想社会実現のために求められる進化のための行動

※「行動」とは、目的達成のために投入すべき資源（税の投入や事業者の参入）や、構築すべき仕組みに加え、理想社会の担い手としての地域力・市民力に基づく全ての行動を含有するものです。